#### 港湾の施設の技術上基準との適合に関する確認業務

# 申請にあたっての留意事項

#### a) 申請に必要な書類

申請時には以下の書類等を提出して下さい。

- •確認申請書 1部
- · 添 付 書 類 各 1 部
  - ①確認対象施設の位置図
  - ②確認対象施設の諸元及び要求性能を示す書類並びに主要寸法を示す図面
  - ③確認対象施設への作用及びその設定の根拠を記載した書類
  - ④照査方法を記載した書類
  - ⑤上記①~④の電子データ

# b)確認業務に要する期間

申請書類の受領から確認業務の終了まで、約2ヶ月程度の期間が必要です。また、確認の対象となる構造単位(断面)や付帯設備の数が多い、他に多数の確認業務を実施している等により、更に時間を要することがあります。なお、確認内容を総合的に検討する委員会を概ね奇数月の最終週を目安に開催しており、確認業務の終了にあたっては、この委員会に諮る必要があります。このため、確認業務の終了予定等につきましては、早めにお問い合わせ下さい。

### c) 申請内容、確認業務スケジュール等の打合せ

申請内容の説明、確認業務のスケジュール等の調整のため、申請者の方には、一般財団法人沿岸技術研究センター確認審査所にお越しいただいております。

#### d)協定書の取り交わし

確認業務のスケジュール(確認証または通知書の交付予定日)、手数 料納付期限等について、一般財団法人沿岸技術研究センター確認審査所 と申請者の方の合意事項として「協定書」を取り交わさせていただいて おります。

# e) 確認手数料

確認業務に係る手数料は、申請者の方から納付いただいておりますので、ご了承下さい。